

諮問番号：平成30年度諮問第39号

答申番号：平成30年度答申第36号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張の要旨

平成30年4月14日、A市に転出した未成年の長女がマルファン症候群の検査を勧められ、当該検査には親の承諾書が必要なため、同年5月9日、請求外B病院を訪問したのであるから、これに要した移送費を支給しないこととした原処分（生活保護変更申請却下処分）は、違法又は不当であると主張しているものと解される。

2 処分庁の主張の要旨

本件生活保護変更申請（以下「本件申請」という。）は移送費の支給要件に該当しないから、原処分は適正である。

第3 審理員意見書の要旨

1 原処分は、いずれも法及び保護の処理基準に基づき行われ、法令等の規定に従い、適正になされたものであるから、違法又は不当な点は認められない。

2 請求人は、平成30年4月14日、未成年の長女がマルファン症候群の検査を勧められ、当該検査には親の承諾書が必要なため、同年5月9日、請求外B病院を訪問したのであるから、これに要した移送費は支給されるべきであると主張する。

しかしながら、A市に転出した長女が未成年であるため、マルファン症候群の検査に請求人の承諾書が必要な状況であったという事情を考慮しても、本件申請が一時扶助に係る移送費の支給要件を満たすものでないことは明らかであるから、請求人の主張は採用することはできない。

3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、請求人の主張には理由がないから、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年12月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

保護は、保護基準により測定した要保護者の最低生活費を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている（法第8条第1項）。

また、保護の変更に係る事務は地方自治法における法定受託事務とされており、厚生労働大臣は当該法定受託事務を処理するに当たりよるべき基準を定めている。

かかる基準によれば、被保護者は保護基準に基づき認定された最低生活費の範囲内において通常予測される衣食住等の経常的な最低生活需要の全てを賄うべきものであり、例外として、出生、入学、入退院等による特別の需要のある者について、最低生活に必要な不可欠な物資を欠いていると認められる場合であって、それらの物資を支給しなければ緊急やむを得ない場合に限り、臨時に生活扶助（一時扶助費）を支給できることとされている。そのうち、移送は、他に経費を支出する方法がないときに乗車船券を交付する等なるべく現物給付の方法によって行うこととし、移送費の範囲は、必要最小限度の交通費等とされ、その支給要件は、①被保護世帯員のいずれかが入院したため当該患者の移送以外に実施機関が認める最小限度の連絡を要する場合、②被保護者が、配偶者、3親等以内の血族若しくは2親等以内の姻族が危篤に陥っているためそのもとへ行く場合又はそれらの者の葬儀に参加する場合で実施機関がやむを得ないと認めたとき等、15の要件が列挙されている。

そこで本件についてみると、請求人は、長女のマルファン症候群の検査を行った病院までの交通費として本件申請をしたところ、処分庁は当該交通費が一時扶助に係る移送費の支給要件に該当しないとして原処分を行ったことが認められる。

この点、請求人は、平成30年4月14日、未成年の長女がマルファン症候群の検査を勧められ、当該検査には親の承諾書が必要なため、同年5月9日、請求外B病院を訪問したのであるから、これに要した移送費は支給されるべきであると主張する。しかしながら、保護の処理基準に照らして本件に現れた事実関係をみると、移送費の支給が認められる場合として上記①又は②の要件に該当する場合が想定されるところ、長女は、既にA市に転出しており被保護世帯員ではなく、また、危篤に陥っているとは認められないから、未成年であるため医療機関における長女の検査に親権者である請求人の承諾書が必要であったとしても、請求人が申請した交通費は、一時扶助に係る移送費の支給要件を満たすものではなく、経常的な最低生活費の範囲内において賄われるべきものといわざるを得ない。よって、請求人の主張は採用することはできない。

以上のとおり、原処分には取り消すべき違法又は不当な点は認められず、審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄

却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員(会長) 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美